年旧震災特例法」という。）第17条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含み、令和２年所得税法等改正法第３条の規定（令和２年所得税法等改正法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和２年旧法人税法」という。）第59条第２項第３号に掲げる場合に該当する場合に限る。）の規定の適用を受けようとする法人

⑵　法第72条の18第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第２項（震災特例法第17条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は読替え後の令和２年旧法人税法第59条第２項（令和２年旧震災特例法第17条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含み、令和２年旧法人税法第59条第２項第３号に掲げる場合に該当する場合に限る。）の規定の適用を受けようとする法人

［３・４　略］

５　「調整前の控除未済欠損金額等㉕」の欄は、当該事業年度が法人税法第57条第２項若しくは第４項又は読替え後の令和２年旧法人税法第57条第２項若しくは第４項若しくは第58条第２項の規定の適用を受ける事業年度である場合には、第６号様式別表12の「調整後の控除未済欠損金額等③」の欄の金額を記載すること。

［６　略］

第六号様式別表十一（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙三十四　挿入］

第６号様式別表11記載要領

１　この明細書は、欠損金額又は個別欠損金額（地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第72条の23第４項に規定する個別欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、次に掲げる法人が記載し、⑴に掲げる法人にあっては第６号様式又は第６号様式（その２）に添付し、⑵に掲げる法人にあっては第６号様式別表５の２に併せて提出すること。

⑴　法第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第３項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この記載要領において「震災特例法」という。）第17条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第４項又は令和２年旧法第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第20条の３第１項若しくは第２項の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この記載要領において「令和２年所得税法等改正法」という。）第３条の規定（令和２年所得税法等改正法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和２年旧法人税法」という。）第59条第２項（令和２年所得税法等改正法第23条の規定による改正前の震災特例法（以下この記載要領において「令和２年旧震災特例法」という。）第17条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含み、令和２年旧法人税法第59条第２項第３号に掲げる場合に該当する場合を除く。）若しくは第３項の規定の適用を受けようとする法人

⑵　法第72条の18第１項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の２の12の規定による読替え後の法人税法第59条第２項（震災特例法第17条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含み、法人税法第59条第２項第３号に掲げる場合に該当する場合に限る。）の規定の適用を受けようとする法人

［３・４　同左］

５　「調整前の控除未済欠損金額等㉕」の欄は、当該事業年度が法人税法第57条第２項若しくは第４項又は第58条第２項の規定の適用を受ける事業年度である場合には、第６号様式別表12の「調整後の控除未済欠損金額等③」の欄の金額を記載すること。

［６　同左］

第六号様式別表十一（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙三十四　挿入］

第６号様式別表11記載要領

１　この明細書は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、⑴に掲げる法人にあっては第６号様式又は第６号様式（その２）に添付し、⑵に掲げる法人にあっては第６号様式別表５の２に併せて提出すること。

⑴　法第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第２項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この記載要領において「震災特例法」という。）第17条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含み、法人税法第59条第２項第３号に掲げる場合に該当する場合を除く。）又は同条第３項の規定の適用を受けようとする法人